

## 1. 制度・申請資格の概要

	制度概要	申請資格（※）…以下のいずれかに該当する者	
入学料免除	○全額・半額を免除（原則、半額免除） ○不許可または半額免除の場合は通知日から起算して 20 日以内に納付。期限を超えた場合は延滞料（年 5 %）を付加。	大学院生	・ 経済的理由かつ学業優秀 ・ 特別な事情（※ 1）
		学部生	・ 特別な事情（※ 1）
入学料徴収猶予	○入学料の納付期限を延期。 ・ 4 月入学者は 9 月末 ・ 10 月入学者は 2 月末 ○入学料の減免はなし。 ○不許可の場合は通知日から起算して 20 日以内に納付。期限を超えた場合は延滞料（年 5 %）を付加。	大学院生・ 学部生	・ 経済的理由かつ学業優秀 ・ 特別な事情（※ 1）
授業料免除	全額・半額・1/4 の額を免除	大学院生・ 学部生	・ 経済的理由かつ学業優秀 ・ 特別な事情（※ 1）

※ 1 「特別な事情」とは、6 か月以内（新入生は入学前 1 年以内）において、学資負担者の死亡や風水害等に被災した世帯の学生。

※ 2 授業料免除については、日本人学部学生であって住民税非課税世帯に該当する方、または、日本学生支援機構の給付型奨学金の受給者は全額免除の措置が行われる可能性があります。

※ 3 入学料免除及び授業料免除については、熊本地震、東日本大震災、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震の被災者は申請が可能な場合があります。

### 【 入学料免除・徴収猶予、授業料免除の対象外となるケース 】

以下のいずれかに該当する場合、入学料免除・徴収猶予ならびに授業料免除の申請はできません。

- ・ 入学料（授業料）を納付している場合
- ・ 会社や官公庁・学校等に在職中の社会人学生で、勤務先等から「入学料（授業料）相当額」が支給されている場合
- ・ 奨学団体から奨学金を受けている学生や政府派遣留学生で、「入学料（授業料）相当額」が支給されている場合

申請資格の詳細については「入学料免除（徴収猶予）・授業料免除申請のしおり」をご確認ください。